

2025年度

明星大学

児童福祉奨学金

募集要項

【問合せ先】

学生サポートセンター 奨学金窓口（大学会館2階）

TEL 042-591-5232

受付時間：9時～17時（平日のみ）※電話受付は12時～14時は除く

◆ 申請にあたっての注意事項 ◆

※ 大学入学共通テスト利用選抜（Ⅰ期）**合格者**より選考するため、本奨学金の申請をする場合は、**大学入学共通テストの受験が必須です。**

※ 既合格者（総合型選抜Ⅰ期・Ⅱ期・学びの探究入試、学校推薦型選抜）は、大学入学共通テスト利用選抜（Ⅰ期）を受験し合格することで、本奨学金の申請対象となります（ただしすでに入学手続きが完了している学科（学環・コース）に限る）。なお、この場合、大学入学共通テスト利用選抜（Ⅰ期）の入学検定料は無料になります。

1. 制度目的

児童養護施設の在籍者又は里子で、大学での修学の意志があるにもかかわらず学費納入が困難となっている入学生を支援する。

2. 申請資格

奨学金申請をすることのできる者は、次の要件に該当する者とします。

- ① 大学の通学課程の学部（学環）に入学を志願する者。
（大学院生・通信教育課程生・研究生・委託生・科目等履修生・聴講生を除く）
- ② 児童養護施設に在籍している者又は里子で、学業、人物ともに優秀である者。
- ③ 本学独自の減免型奨学金に採用されていない者。

3. 学費減免額

① 入学金の免除

入学金を免除します。（納入する必要はありません）

② 学費の減免

年間学費の半額（入学年度は、前期学費を納入する必要はありません）

※ **入学年度は、後期学費は納入が必要です。次年度以降は前期・後期の学費をそれぞれ半額減免しますので、前期・後期ともに半額ずつ納入が必要です。**

※ 休学者の在籍料及び入学検定料は含まれません。また、学友会費は減免の対象となりません。

<高等教育の修学支援新制度との併用について>

採用後は本奨学金による入学金及び学費減免を優先して適用します。

本奨学金による減免後の授業料について、高等教育の修学支援新制度との併用が可能です。

4. 適用期間

原則として4年間としますが、継続審査があります。

9. 個人情報の取扱いについて

明星大学は、「個人情報保護に関する法律」ならびに本学「個人情報保護規程」に基づき、奨学金の申請者及び保護者等関係者の個人情報（学籍異動・成績情報を含む）を奨学金業務、利用目的以外には使用しません。また、個人情報提供先については、法令に遵守した形で行い、奨学金業務上の目的以外に個人情報を利用しないことを約束いたします。

10. 提出書類について

以下の①～④を提出してください。なお、提出された書類は返却できません。

※記入は全て黒インクのペンを使用してください。（消せるボールペンは不可）

※記入の訂正は、訂正部分に二重線を引き、二重線の上に訂正印を押してください。

必要書類		備考
全 員 提 出	① 申請書	本学ウェブサイトよりダウンロードし、必要事項を記入して提出してください。 ※ 両面印刷 してください。
	② 【児童養護施設に在籍している場合】 児童養護施設に在籍したことを証する書類 【里親宅で暮らしている場合】 児童委託証明書	3ヶ月以内に発行したもの を提出してください。
	③ 【児童養護施設に在籍している場合】 児童養護施設の長の推薦書 【里親宅で暮らしている場合】 里親の推薦書	本学ウェブサイトよりダウンロードし、児童養護施設の長又は里親に依頼し、発行していただいでください。 3ヶ月以内に発行したもの を提出してください。 ※厳封して提出してください。
	④ 在籍した高等学校の校長の推薦書	本学ウェブサイトよりダウンロードし、高等学校の校長に依頼し、発行していただいでください。 3ヶ月以内に発行したもの を提出してください。 ※厳封して提出してください。
該 当 者 の み	⑤ その他本学が必要とする書類	必要に応じて書類の提出を指示する場合があります。